

平成 3 0 年度東京都税制調査会
第 2 回 小委員会

[法人事業税・法人住民税の分割基準]

平成 3 0 年 7 月 2 0 日

「法人事業税・法人住民税の分割基準」 目次

資料名	頁
法人事業税・法人住民税の分割基準の概要	1
法人事業税における分割法人の割合①②	2
法人事業税の分割基準の主な改正経緯と都への影響額	4
法人事業税の分割基準の概要【製造業の場合】【非製造業の場合】	5
平成28年度与党税制改正大綱（分割基準に関する部分抜粋）	7
平成29年度東京都税制調査会答申（抜粋）	8
付加価値額に占める人件費の推移	9
分割基準に関する地方団体からの意見（抜粋）	10
平成元年度及び平成17年度における分割基準の改正内容とその考え方	11

法人事業税・法人住民税の分割基準の概要

○ 法人事業税・法人住民税の分割基準とは

- 法人事業税・法人住民税は、事業所等を有する法人に、その事業所等が所在する地方団体が課税
- 法人の事業所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要



「分割基準」＝課税標準を事業所等の所在する地方団体に分割する基準

○ 法人事業税・法人住民税の分割基準（平成29年4月1日現在）

	事業		課税方式	分割基準
法人事業税	非製造業	保険業	収入割	課税標準の1/2：事業所等の数 課税標準の1/2：従業者の数
		その他		
	製造業		所得割 付加価値割 資本割 (注3)	従業者の数 (資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍)
	鉄道事業・軌道事業			軌道の延長キロメートル数
	倉庫業			事業所等の固定資産の価額
	ガス供給業		収入割	課税標準の3/4：事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額
	電気供給業 (注2)	発電事業		課税標準の3/4：発電所に接続している電線路の電力容量 課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額
		送配電事業		
小売電気事業		課税標準の1/2：事業所等の数 課税標準の1/2：従業者の数		
法人住民税 (法人税割)				従業者の数

- ・「事業所等」とは、「事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所」をいう。
- ・「従業者」とは、「俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者」をいう。

注1 東京都主税局「分割基準のガイドブック」（平成29年7月）等より作成。

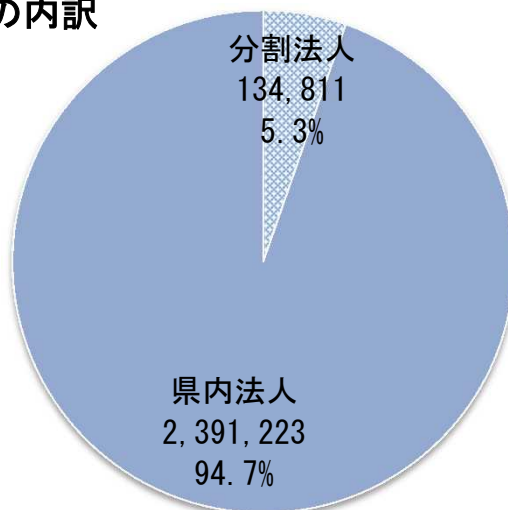
2 平成29年3月30日以前に終了する事業年度は、課税標準の3/4を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額、1/4を事業所等の固定資産の価額で按分。

3 資本金1億円超の外形標準課税対象法人の場合。

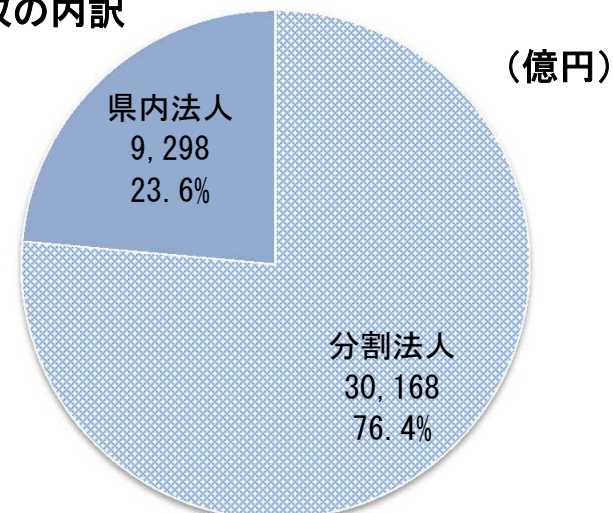
法人事業税における分割法人の割合①

【全体（普通法人）】

法人数の内訳

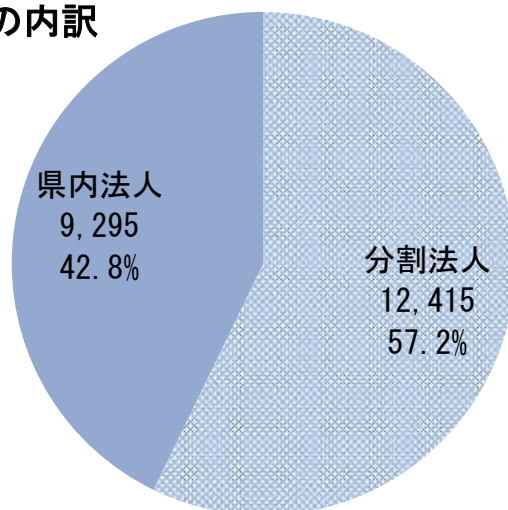


税収の内訳

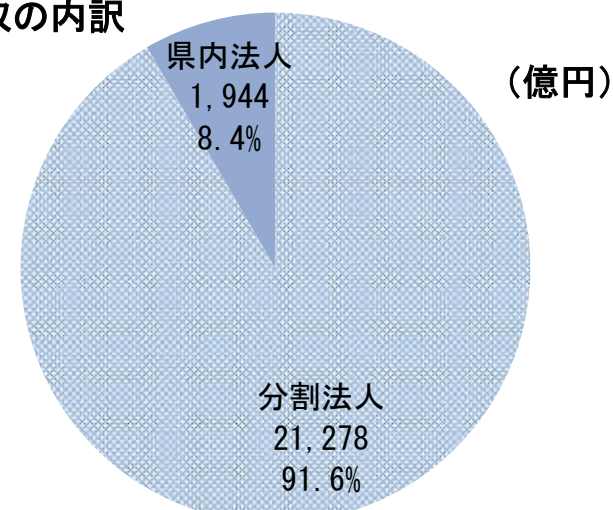


【資本金 1 億円超の普通法人】

法人数の内訳



税収の内訳



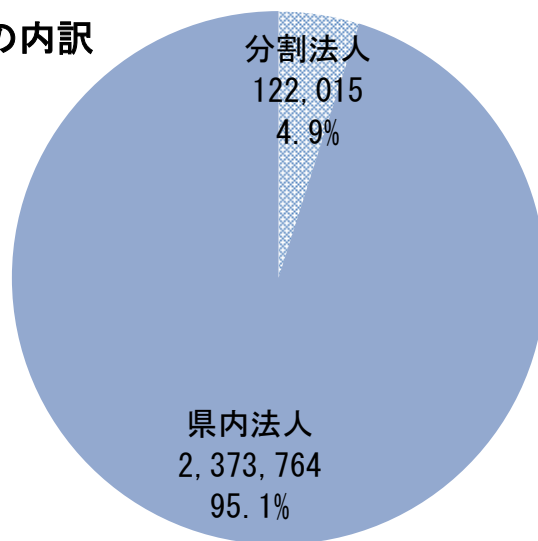
注1 総務省「平成28年度 道府県税の課税状況等に関する調」をもとに作成。

注2 税収は、上記調による調定額ベースで、超過課税分を含む。

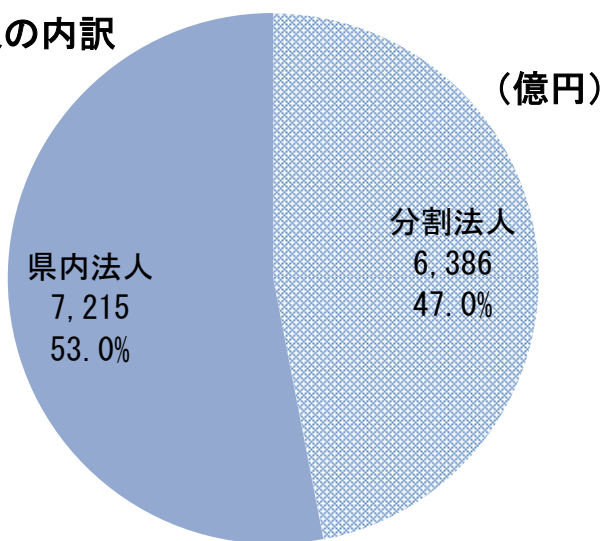
法人事業税における分割法人の割合②

【資本金 1 億円以下の普通法人】

法人数の内訳

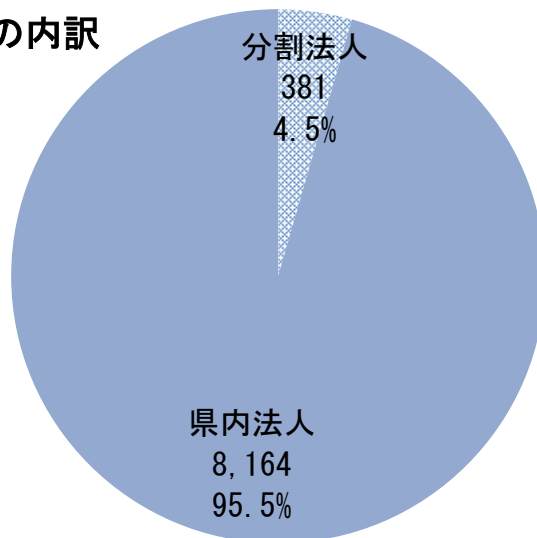


税収の内訳

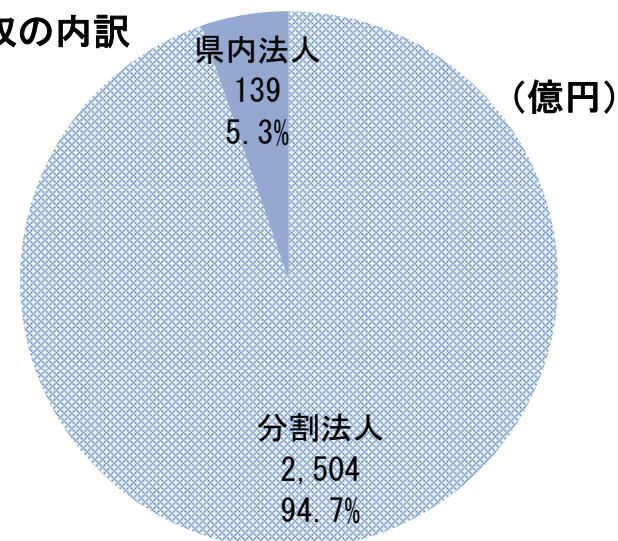


【収入金額課税の対象となる普通法人】

法人数の内訳



税収の内訳



注 1 総務省「平成28年度 道府県税の課税状況等に関する調」をもとに作成。

注 2 税収は、上記調による調定額ベースで、超過課税分を含む。

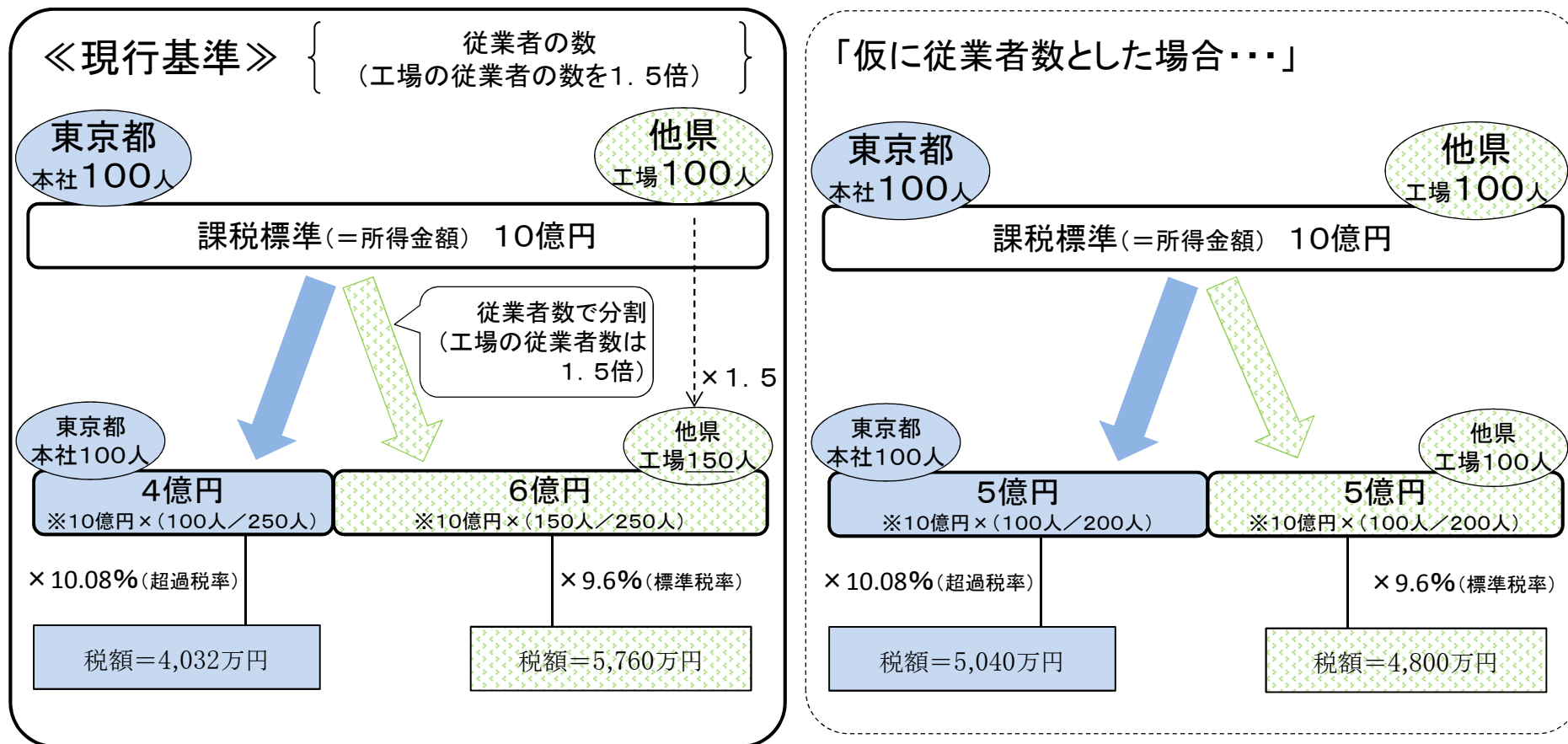
法人事業税の分割基準の主な改正経緯と都への影響額

	昭和26年度 (制度創設)	昭和29年度	昭和37年度	昭和42年度	昭和45年度	昭和47年度	昭和57年度	平成元年度	平成17年度	平成29年度
非製造業	従業者の数	1/2を事務所等の数 他の1/2を従業者の数		各月の延従業者の数を期末現在の従業者の数とした	資本金が1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2			証券業が追加された	1/2を事務所等の数 1/2を従業者の数 ※本社管理部門の従業者数 1/2措置は廃止	
銀行業 保険業 証券業										
製造業			資本金1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2					資本金1億円以上の法人の工場の従業者数については1.5倍	本社管理部門の従業者数 1/2措置は廃止	
鉄道業 軌道業	1/2を固定資産の価額 他の1/2を従業者の数	軌道の延長キロメートル数								
ガス供給業 倉庫業										
発電事業										
電気供給業 送配電事業										
小売電気事業						1/2を発電所の固定資産の価額 他の1/2を固定資産の価額	3/4を発電所の固定資産の価額 他の1/4を固定資産の価額	3/4を発電所に接続している電線路の電力容量 他の1/4を事業所等の固定資産の価額	1/2を事業所等の数 他の1/2を従業者の数	
都の影響額 (改正当時)			△30億円		△50億円			△385億円	△1,100億円	

注1 総務省「第23回地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年4月23日)資料等より作成。

2 都の影響額は、改正当時に東京都主税局が試算した額である。

法人事業税の分割基準の概要【製造業の場合】

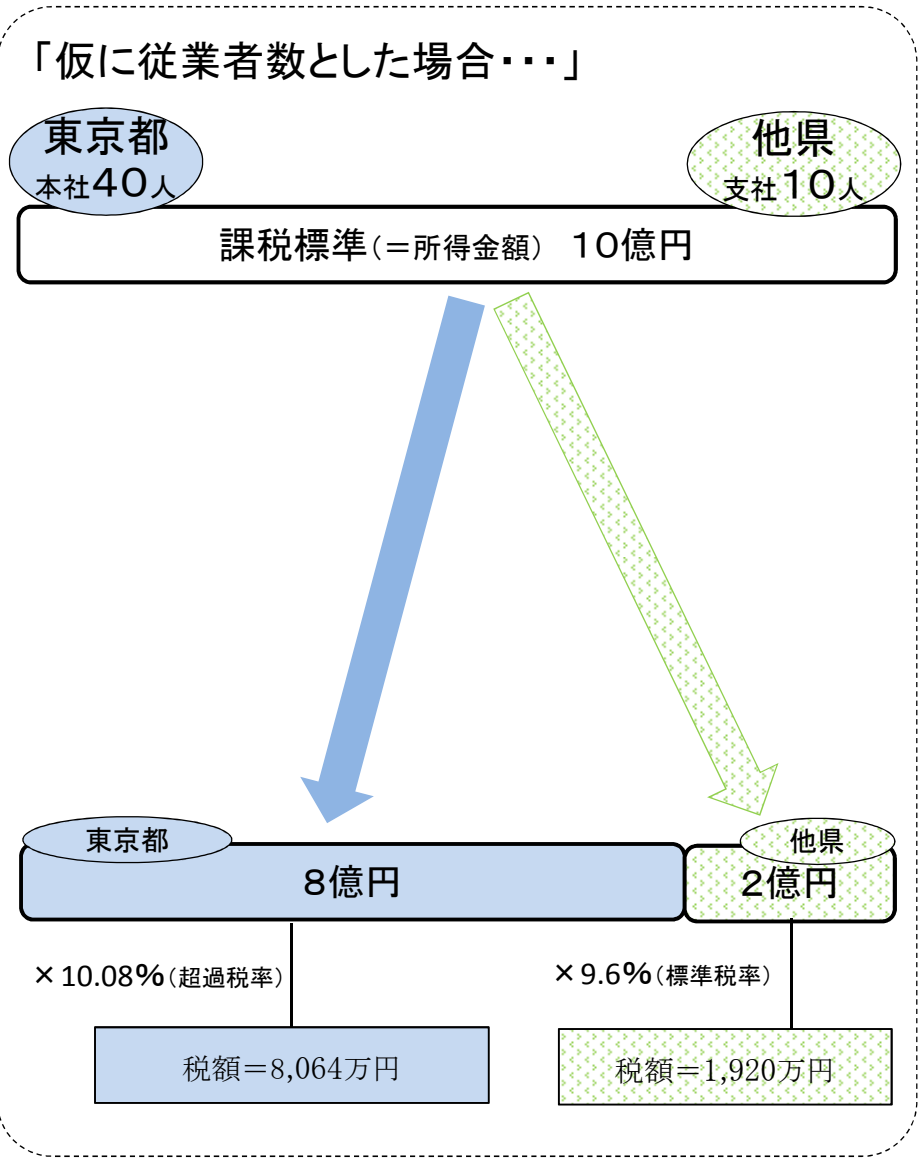
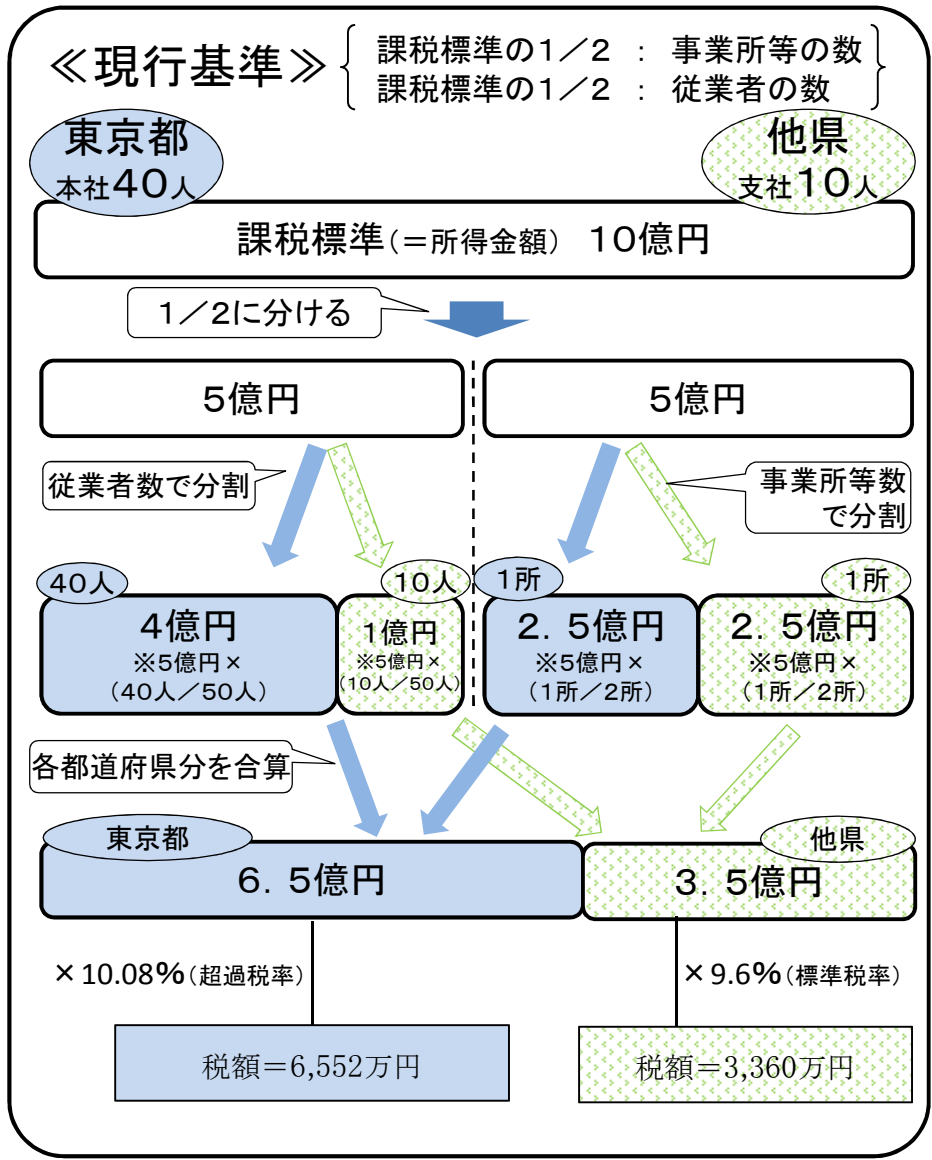


注1 東京都主税局作成。

注2 「現行基準」は、資本金1億円以上の製造業を行う法人が対象。

注3 税率は、外形標準課税対象外の所得を課税標準とする軽減税率不適用法人（特別法人を除く）の場合で、地方法人特別税を含む。

法人事業税の分割基準の概要【非製造業の場合】



注1 東京都主税局作成。

注2 税率は、所得を課税標準とする軽減税率不適用法人（特別法人を除く）の場合で、地方法人特別税を含む。

平成28年度与党税制改正大綱（分割基準に関する部分抜粋）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

（1）成長志向の法人税改革

② 法人税制をめぐる諸課題

- 地方法人課税については、大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大も踏まえ、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

平成29年度東京都税制調査会答申（抜粋）

II 税制改革の方向性

2 法人課税

(4) 地方法人課税の分割基準のあり方

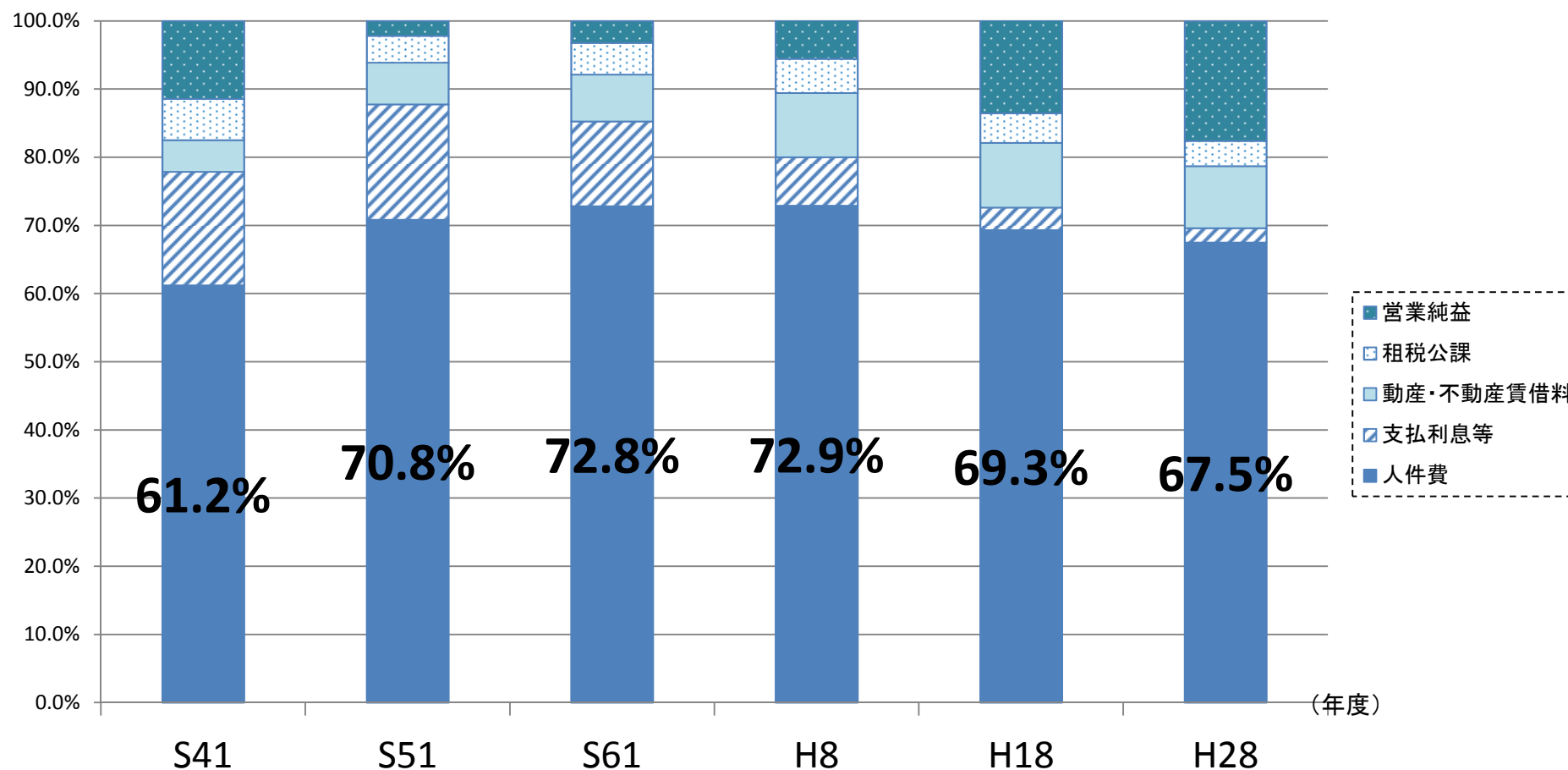
- ・ 複数の地方自治体で事業活動を行う法人の場合、課税権の帰属が問題となるため、その調整が必要となる。この際、調整の指標となるのが分割基準である。

(中略)

- ・ 法人の事業活動規模を最もよく表す指標は付加価値であるとされており、付加価値の構成要素に応じた分割基準とすることが望ましく、その構成要素のうち最も大きい割合を占める人件費を用いることは合理性があると考えられる。
- ・ また、域外からの通勤者も含めて、当該地域に立地する法人の従業員が行政サービスを享受するという面もあり、税制の簡素化という視点も鑑み、人件費の代替指標である従業員の数は、簡便な基準としてふさわしいものである。
- ・ 実際、人件費に代わる簡便で明確な指標として、昭和26年度の制度創設以来、法人住民税、法人事業税とも従業員の数が分割基準として用いられてきた。しかしながら、法人事業税の分割基準については、事業活動の実態等を踏まえるとの目的で、従業員の数に加え、事務所又は事業所の数を基準として導入するなどの見直しがなされた。さらに、一定の事業の従業員の数については、本社管理部門を2分の1に（現在では廃止）、工場を1.5倍に算定するなどの見直しがなされてきたが、これらの見直しは実質的には、大都市に不利益な財政調整手段として使われてきたと言わざるを得ない。
- ・ これまでの見直しによる都への影響額は、平成19年度から平成28年度までの10年間の合計で、約1.5兆円に及んでいる。財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と法人の事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせることになるため、断じて許されない。

付加価値額に占める人件費の推移

付加価値額の構成比（金融業・保険業を除く全業種）



注 「法人企業統計年報」より作成。

分割基準に関する地方団体からの意見（抜粋）

全国知事会「平成30年度税財政等に関する提案」（平成29年11月）

- 分割基準は前回の見直し（平成17年度）から10年以上経過しており、より実態にあったものに見直すべきである。その際、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。なお、近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべきである。
- 分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

茨城県「平成30年度国の施策及び予算に関する提案・要望」（平成29年6月）

- 法人事業税の分割基準の見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、製造業において、事業活動の大きさを反映する指標として物的要素である有形固定資産等（土地を除く）をベースにしたものを導入するなど、より客観性のある指標とすることを基本とすること。
- また、太陽光発電施設について、建設時や発電時において立地する都道府県から行政サービスを受けているものであるから、本県内に人員を有する事務所等を置いていない場合においても分割基準の適用対象に加えること。

兵庫県「平成30年度国の予算編成等に対する提案」（平成29年12月）

- 法人事業税は、複数の事業所を有する法人に対して、各事業所が所在する都道府県における事業活動に着目し分割基準を定めているが、事業活動の実態を反映したものとなっていない。生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと

佐賀県「国への政策提案（平成29年度）」（平成29年5月）

- 親会社と100%出資子会社については、課税標準額の算定にあたり、親・子会社を一企業体とみなし、合算した額を適用すること。
- 事務所等の定義を見直し、フランチャイズ店舗等を委託企業（本社）の「みなす店舗」として適用対象に加えること。
- メガソーラー等の発電施設を「みなす事業所」として適用対象に加えること。

平成元年度及び平成17年度における分割基準の改正内容とその考え方

○平成元年度改正

考え方	改正内容
<p>オフィスにおけるOA化^{注2}や工場におけるFA化^{注3}などの企業全体の省力化に伴い、製造業において直接的な生産に携わらない間接部門の人員の占めるウェイトが高まっている</p>	<p>製造業（資本金1億円以上の法人） ⇒工場の従業者数を1.5倍に割り増し</p>
<p>証券業と銀行業は、近年、その業務内容及び業務形態において近接してきている</p>	<p>証券業 ⇒1/2を「従業者数」 1/2を「事業所等の数」で分割 (※銀行業と同じ分割基準)</p>

○平成17年度改正

考え方	改正内容
<p>近年、効率化のために人員を削減し、店舗戦略等としての事業所の持つ重要性が相対的に高まっている 事業所数は、所在するだけで一定の行政サービスを受益していること、簡明な基準であり申告法人の事業負担も小さいこと等から、指標に適している</p>	<p>製造業以外の事業（資本金1億円以上の法人） ⇒1/2を「従業者数」 1/2を「事業所等の数」で分割</p>
<p>近年、法人における本社管理部門の形態は、事業部制等で多様化・分散化しつつあることから、本社管理部門の従業者数の圧縮措置の意義・効果が乏しくなっている 本社管理部門の従業者数の圧縮措置と、非製造業において今回「事業所数」基準を導入することは趣旨が重複</p>	<p>本社管理部門の従業者数の圧縮措置 (1/2に割り落とし) ⇒廃止（製造業・非製造業とも）</p>

注1 総務省「第23回地方法人課税のあり方等に関する検討会」（平成27年4月23日）資料及び一般財団法人地方財務協会「改正地方税制詳解」より作成。

注2 電子機器を利用して事務の省力化を図ること。

注3 コンピューター制御技術を用いた作業の自動化を行うこと。